長与町農業委員会会議録

平成２８年１１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年１１月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年１１月２５日（金）　　９時３０分から１０時５０分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１４名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	４番　入江　武則	６番　河内　秀治	７番　井上　良信
	８番　柳原　厚志	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉
	１１番　柿本　正博	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司
	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（２名）

３番　山口　益子　　５番　白﨑　純範

５．議事日程

第１	議事録署名委員の指名	４番　入江　武則	６番　河内　秀治
第２	第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について		
第３	第２号議案　農用地利用集積計画について		
第４	第３号議案　耕作放棄地の農地・非農地の判断について		
第５	第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について		

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	岩瀬　博暢

事務局　定刻前ですが、お揃いですので、総会開催に先立ち報告いたします。平成２８年１１月の総会開催にあたりまして長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、３番、山口益子委員、５番、白﨑純範委員のお二人です。では、会長の方で議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、おはようございます。

それでは、平成２８年１１月の農業委員会総会を開催致します。始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。４番、入江武則委員、６番、河内秀治委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について２件、第２号議案農用地利用集積計画が３件、第３号議案耕作放棄地の農地・非農地の判断について、また、報告事項では、農地法第５条の届出が３件となっております。日程第２提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について、２件とも関連がありますので、まとめて説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１、申請地は、長与町斉藤郷（地番）、畑、２１３㎡で農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷６５９番地１、長与町長吉田愼一、譲受人が、時津町西時津郷（地番）、（氏名）さん申請目的は、所有権移転の売買になります。所有権移転にいたる経緯としましては、町道の道路用地として長与町が土地収用法に基づき買収した農地の道路用地にならなかった残地を分筆し、経営規模拡大を図る隣接農地の所有者である譲受人へ売却するものです。譲受人の世帯の労働力がお二人で表示されておりませんが、耕作地は、田が１，７５２㎡、畑が１８，８２４㎡、合計２０，５７６㎡あります。売買金額は実測面積２１３．１８㎡あたり、単価〇〇円を乗じた額〇〇円になります。場所的に都市計画区域外になります。

同じく１ページ整理番号２になります。申請地は長与町斉藤郷（地番）、畑、１３６㎡、農地区分は農用地区域外の１筆になります。申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷６５９番地１、長与町長吉田愼一、譲受人が、長与町斉藤郷（地番）、（氏名）さん、申請目的は所有権移転の売買になります。所有権移転に至る経緯といたしましては、整理番号１と同様で町道の道路用地として長与町土地収用法に基づき買収した農地の道路用地にならなかった残地を分筆し、経営規模拡大を図る隣接の元の所有者である譲受人へ売却するものです。譲受人の世帯は労働力がお二人で表示しておりませんが耕作地はすべて畑の１０，７１７㎡となります。なお売却金額は、整理番号１と同様実測面積１３６．５６㎡あたり、単価〇〇円を乗じた額〇〇円になります。場所的に都市計画区域外になります。

次に２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。役場方向から岡郷の国道２０７号線、（施設名）手前の信号を左折して〇〇橋を渡り、（施設名）下の道路右側付近が（地番）になります。また（施設名）を上りあがった三叉路手前左付近、法面上になりますが、（地番）になります。なお３ページ４ページは今回筆別に箇所を示した写真を付けておりますの

で参考にしていただければと思います。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま説明が終わりましたが、地区担当委員さんが欠席ですので事務局から補足説明をお願いします。

事務局　　現地の確認を１１月１５日に白﨑委員さんと事務局、関連各課と一緒に立会いしまして、その結果、白﨑委員さんは別に問題ないということで、本日は欠席するので事務局の方からお伝えして下さいということでした。

議　長　　ただいま説明が終わりましたが、他の委員さん何かご質問ございませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　この売買自体に問題は無いのですが、１点だけ教えていただきたい。町道を改良工事される時に収用法で買収されたということですけど、その収用法で買収された単価と今回、売買された単価に差があるのかどうか教えていただきたい。

議　長　　事務局は説明をしてください。

事務局　　収用法に基づいて売買された時の単価については、手元に資料がございませんので後ほどお知らせいたします。通常、残地が出るような売買は行わないようですが、道路が出来る前は、斜面地であまり利用価値の無い土地のため当時の所有者の意向で分筆前に売却されましたが、実際に道路工事が完了したところ、残地は畑に適した形状になったため、町が管理するよりも隣接農地の所有者である（氏名）さんと（氏名）さんへ売却することになりました。通常は、町から再度払い下げるということはあまりありません。そういう事情がございました。

議　長　　今の説明でよろしいでしょうか。
１６番、柿本委員。

１６番　　分かりました。

議　長　　他にご質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。只今の申請に対しては、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて第２号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月、規定、集計表は省略させていただきます。

では、議案書の６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、２，２８１㎡の１筆になります。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２８年１２月１日から平成３１年１１月３０日までの３年間で、年間借賃は、米○○ｋｇです。継続になります。

８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，０３８㎡と同字（地番）、田、４５２㎡の２筆になります。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２８年１２月１日から平成３１年１１月３０日の３年間で年間借賃は２筆で年間米○○ｋｇ新規になります。

続いて１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，６５８㎡の１筆になります。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２８年１２月１日から平成３１年１１月３０日までの３年間で、年間借賃は、米○○ｋｇです。継続になります。

次に１２ページをお開きください。設定場所を申しあげます。１件目の三根郷（地番）が、図面右側に示しておりますＪＲ長崎本線沿いになります。２件目の（地番）と（地番）が、図面中央に示しています町道を挟んで両脇になります。３件目の（地番）が、図面左上に示しております場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま、説明が終わりましたが、地区担当委員さんから説明はありませんか。
　８番、柳原委員。

８　番　　三根郷は地元ですので、私の方から説明いたします。
　貸主の（氏名）さんは、（会社名）へお勤めで、海外の出張が多く農業はあまり出来ないということで、３年程前から（借主）さんが耕作されており、適正に管理をされているので間違いないと思います。６ページの件は以上です。
　８ページの（貸主）さんは、平木場郷へお住まいの方で、３年前までは自分で耕作されていましたが、車を運転しないため、田んぼまでは自転車か、歩いて来ていました。最近は、体調があまり良くなく、休みながら歩いて来られていたようです。田んぼを耕作するには大型機械が必要ですが、その機械もお持ちでないということから、（借主）さんにお願いして作っていただくということになっております。（借主）さんは非常に農業に対して熱心な方です。最近はトラクターとか、田植え機とか、コンバインといった機械類を利用して耕作をしていらっしゃいます。この件に関しては以上です。
　次に１０ページです。貸主の（氏名）さんは現在一人暮らしです。ご高齢で８０歳半ばになられます。息子さんは〇〇県におられ、こちらの方に来て農業をするということができないため、申請地の近隣に田んぼを持っていらっしゃる借り手の（氏名）さんに１０年余りお願いして作っていただいているので、間違いないと思います。説明は以上です。

議　長　　ありがとうございます。他の委員さんから何か質問等はありませんか
　１０番、水谷委員。

１０番　　貸し借りに直接問題は無いのですが、賃借料のことです。私もいろんな米の評価を引用していますが、水田の圃場整備をしたところは、だいたい１反につき１０俵から８俵ぐらい収穫できます。（１０ページの借主）さんの賃借料は、かなり多いのではないか、１反あたり１俵ぐらいが相場ではないかと考えているのですが。これも相対で決めることではありますが、問い合わせや、いろんな相談があった場合は、何か指導をされていますか。

議　長　　事務局は、そういうご相談を受けた場合の対応はどうしていますか。

事務局　　利用集積に関しては産業振興課が窓口対応されています。その資料をもとに農業委員会の総会へお諮りし決定していただいておりますので、農業委員会には貸し賃が米〇〇ｋｇとか、事前に相談されておりません。

議　長　　そういう回答ですが、私もこの件については長年、気になっているのですが、みかん畑や

水田にしても、ある程度の標準というのがないといけない。ここで１０分間トイレ休憩をしてその間、産業振興課の担当を呼んでどういうふうに考えているか聞きたい。一回も聞いたことがない。皆さんどうでしょうか。委員さん達も地元から聞かれる時があるでしょう、自分達で貸したり借りたりする時に、どのくらいの標準価格になるのか。前は標準がありました。みかん畑は〇〇円、水田は〇〇円とか昔の委員会で決めていました。ところが最近それがくずれてしまって、個人で自由に決めている訳ですね。個人個人は納得して決めているからいいが、標準を決めておかないと農業委員会としては駄目だと思います。それから、この受付をなぜ産業振興課がして農業委員会の総会に諮らなくてはいけないのか。ずっと気になっています。受け付けも農業委員会でするべきではないでしょうか。５分間の休憩に入ります。

事務局　標準の件については、毎年利用集積の標準価格を農業委員会がホームページに掲載をしております。今、手元に資料がありませんので後でお知らせしたいと思います。

議　長　そういうものがあるという事ですか。

事務局　はい、あります。ホームページに載せております。

１０番　お互い相場を知らない方がいらっしゃると思います。今そのデータを考えると、普通なら１反５畝ですから〇〇ｋｇが標準だと思うのですが、それに〇〇ｋｇ増すことになるので小作をされる方も大変だと思います。

議　長　休憩を解いて、そのまま続けて審議を続けます。他にございませんか。
１５番、松尾委員。

１５番　畑を貸した時、固定資産税は借りた人が払っているのですか。

事務局　あくまでも農地の所有権は動きませんので、固定資産税に関しましては台帳に載っている所有者が支払います。この資料の中に載っていますように、租税公課の負担といいまして（６）の適用が発生をします。ア、イ、ウ、この三項目が、この貸し借りの関係の中で発生は致します。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。続いて３号議案の耕作放棄地の農地、非農地の判断について説明をお願いします。

事務局　　議案第３号耕作放棄地の非農地判断についてでございます。提案理由につきましては、平成２８年度農地利用状況調査の結果Ｂ分類と判断された農地の中から非農地通知の候補としてリスト化した３５０筆の農地について、農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき判断をしたいので、総会の審査を求めるものでございます。すでに、３５０筆の農地の所有者２０１人に対し、平成２８年１１月９日に農地、非農地の判断にかかる事前通知書を送付しておりますが、７通が宛て所不明で返戻されております。

なお、総会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合にはその所有者に対し、非農地通知書を、県、法務局等の関係機関に対しては非農地通知一覧を送付します。詳しくは担当から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局　　今回、非農地通知の候補としてリスト化した農地、非農地判断対象地リストに記載のある３５０筆の土地に対し、１１月９日付にて２ページに掲載しております、耕作放棄地の農地・非農地の判断にかかる事前通知書を送付しました。

３５０筆の土地所有者２０１人に対し送付した結果、２４日までに宛て所不明で返戻された通知書が７通の８筆で、２４日までに異議申し立てがあった件数が１８件の２４筆です。異議申し立ての内容はお配りした一覧の備考欄に記載している通りです。今後も農地として活用したいので残したいという本人の希望や、実際作物があるので残したいという内容でした。異議申し立てにより農地として残したいという希望があった方については、保全管理をお願いし、来年同じ調査を行い耕作放棄地の状況であれば、同じ通知を送付致しますということをお伝えしております。異議申立てのあった２４筆と、返戻の８筆を除いた３１８筆の所有者に非農地通知書を送付したいと考えておりますので判断をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から異議申立てが１８件、２４筆あったという報告を受けました。各地区の委員さんは、この農地に対してどういった状況だったのか、見間違い等もありますので確認して欲しい。非農地判断にかかる事前通知を出し、本人さんが異議申立てをされ、まだ農地としておきたいということなのでしょうから農地としておかないといけませんが、何も無かった所は、本人も納得されていると思います。皆さんもこれに対して協議をしていただきたい。

１４番、浅井委員。

１４番　　異議申立てがあった農地については、見直しをしなくてもいいと思います。

議　長　　農業委員としては、見直しが必要だと思いますが、今の忙しい時期に確認はできません。事務局としての意見をお聞かせ下さい。

２　番　　私は、耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書に関して、少し工夫をして頂きたかったと思います。国は、畑は荒らすものではなく、耕作をして初めて農地として認めている。それにも関わらず荒れていますと言う文言を入れて頂きたかったと思いました。この文章を見るとやはり感情的になることもあるかと思います。もう一点は、ここに農地として残したいと記載してありますが、これは耕作をしていただきたいと思います。

事務局　　確かに皆さんに現地を見て頂いて耕作放棄地と判断されている農地について、所有者が耕作をしたいという異議申立てがあったとご報告させていただいていますが、農業委員会としては、農地を守るべき立場ですので、耕作の意思がある農地に関しては保全管理をお願いして農地として残しておきたいと考えております。異議申立てリストの２ページ、〇〇番の（所有者）さんの農地については、山本委員さんと再度現地確認を行ったところ、みかんの木があり営農されていました。〇〇番の（所有者）さんも、入江委員さんへ異議の申出があり、農業委員会へも直接来られて、耕作をしているので再度、現地確認をしていただきたいということでした。異議申立てがあった農地に関しては、農業委員さんにもお願いし事務局と再度現地確認を行う必要があると思います。

議　長　　事務局も実際農業をされている方は居ないので、我々よりも分からないと思います。岡は私と浅井委員、柿本委員の三人で確認をしました。お名前を出すのは失礼なのですが、（所有者氏名）さんは、野菜を耕作しておられ農地として残したいということですが、番地を見ただけでは場所がわかりません。

１６番　家の裏は以前、非農地通知を出しておられます。３１８筆送付されて、２４筆異議申立てがあり、宛先不明が８件となっておりますが、異議申立てがあった土地に関しては農業委員として再度確認をする必要があると思います。非農地ということで赤の表示をされていますが、この方達からは、非農地でいいですよという連絡があったのですか。連絡がなければ承諾されたと理解していいのでしょうか。

事務局　黄色で色塗りをしております４０筆については、本人さんから電話もしくは来庁され了解を頂いております。それを除いた方については、平成２８年１１月２１日迄に異議があれば申し出ていただくようにお願いをしておりますので、申し出が無かったということで了承していただいたものと判断しております。以上です。

１６番　非農地が３１８筆あるわけですよね。所有者ご本人等から直接、了承する旨のあった４０筆を差し引いた２７８筆の方たちは、期日までに異議申し立てが無かったということをもって了承されたということでいいのですね。

事務局　はい。そのように判断しております。

１３番　竹山を畑として、筍を耕作されていると言われましたが、これはどのような判断をすればよいですか。

事務局　判断しにくいのですが、筍を販売されているとなれば山ではないのではないですか。

１０番　筍は林産物ではないのでしょうか。林産物は農地ではなく山林ではないですか。

１６番　維持管理をしてあれば農地と同じ考え方で良いのではないでしょうか。耕作放棄地が調査の主観でしょう。

１０番　林産物であれば手入れをしていても山林でしょう。例えば銀杏の実もそうです。農産物と林産物をしっかり区別して、林産物は山林とし農産物は農地として判断していけばよいのではないですか。

議　長　竹山を農地とみれば税金がかってくるでしょう。長与では竹山で商売をしている方はいな

いでしょう。

４　番　　シイタケの原木とか筍とかされている方はいらっしゃるでしょう。

１０番　　林産物には、どのようなものがあるか調べて下さい。筍は畑に植えて収穫されている方もいます。

議　長　　事務局は林産物と農産物の区別を調べて頂き、委員さんは異議申立てがあった各地区の農地を忙しい時期が終わってから再度、調査して事務局に提示をしていただきたい。

７　番　　先ほど言われた（所有者）さんの土地ですが、みかんの木があると記入をされています。本人さんは、病気で仕事ができない状況です。奥様も付き添いで仕事は、半分もできないようです。管理されていませんが、畑とみなすのか判断していただきたい。

事務局　　ご本人さんから農地として残したいと言う電話を頂いております。

７　番　　子供さんも後を継がないので、荒れています。

議　長　　ご本人さんの意思なので農地として残さないといけませんね。将来、耕作されるかもしれません。農地を守っていくのが農業委員の仕事です。

７　番　　荒れていて周りが迷惑するのです。

議　長　　農業委員会から文書で注意し、農地を残しましょうと言うのが基本です。

１３番　　そうなると、異議申立てにて農地で残したいとあれば、再調査の必要は無いと思います。

議　長　　農業委員としては再度確認が必要だと思います。

事務局　　２４筆の異議は、荒れていたとしても、ご本人さんからの農地として残しておきたいという届出をされた訳ですので、山であっても農業委員会としては農地として認めたいと思います。

６　番　　非農地証明を発送した後、法務局で地目変更をされると思いますが、その手続きをされなかったら課税対象となりますが、その辺りの取扱いはどうなっていますか。

議　長　　私の考えとしては、本人の責任だと思います。長与町は非農地通知を送付しましたが、ご本人さんが登記変更をされていないのですから。これを取りまとめてされている所もありますが長与町には、そういった予算が無いとのことです。

６　番　　毎年調査をしているが、荒れている農地もまた調査をすることになるのでしょうか。

事務局　　非農地通知につきましては、一旦発行しますと転用と同じ効力が発生しますので、農地から外すことになります。来年からは、今回非農地通知を出した農地については、調査の対象からは外れます。地目変更登記を農業委員会で行うことはできませんが、法務局、県、町税務課に対し、非農地通知を発出した一覧表を提出します。固定資産税につきましては、非農地通知一覧表に基づき現地確認を行い、適正な判断をすると聞いております。固定資産税の基準日が２９年１月１日現在の現況で課税するため、非農地通知を今回議決していただいた後、１２月初めに発行させていただこうと考えております。

議　長　　今の事務局の説明を聞きますと、税金も見直すということで本人が登記をするかしないかですね。他に事務局から説明がありますか。

事務局　　これまでの質問等に対し、事務局で検討する内容を確認させていただきます。１点目が、筍は農産物か林産物かの区別をお示しする。２点目が、非農地リストの異議申立ての２４筆について、お忙しいところ申し訳ありませんが２ページの〇〇番を除いた農地について、年明けに事務局と現地調査に立ち会って頂ければと思います。３点目ですが、議案書の非農地通知書につきまして、国がひな型を作成したものに手を加え、わかり易くしたつもりですが、事前通知書、非農地通知書の改善する点がありましたら総会終了後に事務局の方へご提案ください。以上３点ですが、それ以外に事務局の方で確認すべきことがありましたらお知らせ下さい。

議　長　　ただいま、事務局から３点の確認がありましたが、今の確認についてご意見、ご質問はございませんか。
２番、辻委員。

２　番　　宛先不明については、どうしますか。

事務局　　今後、事務局の方で住所等の調査後通知したいと思いますが、今回については送付しても届きませんので保留させていただきます。

２　番　　わかりました。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおりこの判断のありかたでご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、この判断のありかたで決定致します。これからは、報告事項に移りますが５条の１件目と２件目は続けて報告して下さい。

事務局　　別紙の、平成２８年１１月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。１ページから２ページまでは同地区ですので内容もまとめて先に申し上げます。
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（番地）、農業です。譲受人は、（氏名）さん、長与町まなび野（地番）、団体職員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、１６５㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１１月１日。５．専決処分の日は、平成２８年１１月８日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２８年１１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に２ページをお開き下さい。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）、長崎市岡町（地番）、建設業です。譲受人は、（氏名）さん、時津町浜田郷（地番）、会社員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、５５㎡と（街区番号）、１２６㎡の合計１８１㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１１月２日。５．専決処分の日は、平成２８年１１月８日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２８年１１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続けて説明をお願いします。

事務局　　次に４ページをお開き下さい。当事者の氏名・住所・職業、賃貸人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、不動産賃貸業です。賃借人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、会社員です。２．土地の所在等、高田南土地区画整理事業内の（街区番号）、１６６㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１１月１１日。５．専決処分の日は、平成２８年１１月１４日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２８年１１月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に５ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、高田南土地区画整理事業内の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年１１月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。